管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	試充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420010	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法第252条の19	〇地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） （市町村の処理する事務） 第二百五十二条　指定都市は、事務の処理に当たつては、次に掲げる事務を処理するものとする。 一　次に掲げる事務のうち都道府県が処理することとされている事務（第二百五十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務を除く。） イ　児童福祉に関する事務 ロ　身体障害者福祉に関する事務 ハ　生活保護に関する事務 ニ　老人福祉に関する事務 ホ　老人保健に関する事務 ヘ　公衆衛生に関する事務（次に掲げる事務を除く。） (1)　結核予防に関する事務 (2)　精神衛生に関する事務 ト　母子福祉に関する事務 チ　社会福祉主事の任用に関する事務 リ　民生委員に関する事務 ヌ　児童相談所の設置に関する事務 ル　墓地、埋葬及び火葬に関する事務 ヲ　身体障害者手帳の交付に関する事務 ワ　清掃に関する事務 カ　生活保護法による保護の実施に関する事務 ヨ　老人福祉法による措置に関する事務 タ　老人保健法による医の医療に関する事務 レ　母子保健法による母子健康手帳の交付に関する事務 二　都道府県が処理することとされている事務のうち、その事務の性質上、市町村が処理することが適当であるもの ヌ　都道府県の区域内における一の市町村の区域を超えない広域にわたる道路、河川、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に定められた公園、下水道、公共下水道を除く。）、砂防、海岸、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾をいう。）、漁港（漁港法（昭和二十五年法律第一百三十七号）第三条第一項に規定する漁港をいう。）、住宅、住宅地区改良、都市再開発、都市公園、都市交通施設、都市下水道、都市公共下水道、都市高速鉄道、都市高速道路、都市高速鉄道の建設、都市高速道路の建設、都市高速鉄道の建設、都市高速道路の建設、都市高速鉄道の建設、都市高速道路の建設

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420090	危険物配管等の設置に係る高圧ガス施設等との保安距離規制の緩和	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号、第23条 危険物の規制に関する規則第12条	危険物施設の位置は、高圧ガス施設全ての間に、20メートル以上の距離を保つことと、ただし、市町村長等が個別に、防火安全上支障がないことなどを勘案し、位置、構造及び設備の基準の特例を認めることができる。		現行制度においては、危険物導管と高圧ガス施設、高圧ガス導管と危険物施設との間には20メートル以上の保安距離を保つこととされている。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに危険物導管等を設置する場合においては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることとすることを求める。	コンビナートが所在する地方公共団体にあっては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の変革の効率化によるコストの削減が求められるところ、企業間連携による設備投資、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に関し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、高圧ガス施設の企業間相互利用のための危険物導管の新設、又は危険物施設の企業間相互利用のための高圧ガス導管の新設を行う場合、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、そのための用地の確保等が必要となり、事業者にとってかなりてきな負担となっている。加えて、現行制度により求められる保安措置を講じるための用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携等を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につながるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を視野にいれた地域の産業構造の転換が図られることが期待される。	貴省ご回答においては、政令第23条の適用については市町村長等が個別に判断するものとしているが、これは、当方提案については現行制度により対応可能であるとの趣旨を含むものと解してよろしいか。また、市町村長等の個別の判断に関し、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛るような通知等は発出していないか、教示されたい。	D	－	危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断するものとしている。 なお、同条の適用に係る市町村長等の個別の判断について、通知等により、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛ることができるものではない。	貴省ご回答においては、当方提案については、現行制度で実現が可能とのことであり、政令第23条の適用に係る市町村長等の個別の判断に関する通知等による縛りはないとのことであるが、市町村長等の判断の参考とすべき基準、メルクマール等は作成しているのか、それとも完全に市町村長等の自由な判断に任せているのか。	D	－	危険物の規制に関する政令第23条にあるとおり、市町村長等が危険物の取扱いの方法、周囲の状況等から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度にとめることができると認めるなどの場合に同条が適用されるものである。	コンビナート活性化	1034470	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省
0420100	ドクターカー業務における消防用無線基地局の病院内での開設及び運用について	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号） 平成7年郵政省告示第183号	消防用無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下にない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人を消防機関に限っているところです。 しかしながら、医療機関が消防用無線局の運用を行うことが必要な場合には、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人との契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の義務を課えることで、免許人以外（例えば、ドクターカーに乗車する医師等）であっても、消防機関を免許人とする消防用無線局を運用することが可能です。		ドクターカー業務において、病院内に消防用無線の基地局を開設し、病院からドクターカーや現場救急隊員等と直接通信できる体制を整備する。	昨年度、ドクターカー業務における救急現場での円滑な情報伝達と即時の情報共有を図る目的で、病院での消防用無線局の使用について特区提案を行った結果、病院所在地の消防業務を管轄する多治見市長（免許人）の監督下においてその運用が可能との判断を受け、この4月より、消防無線局<-移動局之局>の運用を開始した。これにより、ドクターカーと現場救急隊員（消防）との通信環境は大きく改善されたが、新たな課題も浮かんできた。 　現場の患者が全ては多級多様化し、その状況に適した専門的な医療情報を、いかに早く現場へ提供できるかが求められる。今後、ドクターカー業務をより充実させるためには、病院<-ドクターカー>現場救急隊員<-消防本部通信指令室>を結ぶネットワークを確立させ、病院が基点となり、高度な治療戦略を直接的、且つ、即時に現場に反映できる体制く病院による後方支援>の整備が必要である。 　しかし、病院が無線通信を行うためには、基地局（固定局）である必要があり、現在運用中の移動局ではこうした使用法は認めず、また消防機関ではなければ基地局は設置できない。 　現在は陸無線局や携帯電話を代用しているが、間接的伝達となるため、現場とは円滑な情報共有が行えず、逆次更新する追加情報の提供は困難。より専門性の高い医療情報をドクターカーを経由して伝達する場合、医師本人が運転手であるケースがほとんどであるので、その都度停車して無線操作を行わなければなら、ドクターカーの現場到着が遅れてしまう。 　こうした課題を克服するため、病院内に消防無線の基地局を開設し、その運用について許可願いたい。	D	－	前回の特区提案に対して回答したとおり、消防用無線局であっても、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づく条件を満足する場合、免許人である消防機関以外の者が運用できることになっています。 この規定は、無線局の種別によらず対象としていることから、移動局のみならず基地局の場合であっても適用可能となっています。		D	－		D	－		岐阜県立多治見病院	1042010	岐阜県立多治見病院	岐阜県	総務省
0420110	カジノ実現に必要な法整備				西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求める。 　具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、刑35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。 　今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという地的ポテンシャルと歴史材河の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的海在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内に、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、観光客の誘致、年間1,200万人程度の外国人を含む年間1,700万人規模の観光消費発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の増収等が期待できる。 提案理由 昨今の世界の金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為には、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することは出来ないし、検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についてもろいて議論すべきとの大臣の発言も為っていることから、別添の法律（案）について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な取扱・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	今回の提案は地方公共団体が実施主体とするものであること、カジノの実施と密接に関連する風紀の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等を地方公共団体が担っていることなどから、カジノの実施が地方財政に資することが必要。なお、現在、建博要の特例として行われている各種の公営競技についても、地方財政の健全化等を目的としているところ。	右提案主体からの意見を踏まえ、地方財政に資することが前提に、特別法（案）を作成し提案を行っている。	－	－	今回の提案は、総務省からの回答にあるように、地方財政に資することも前提に、特別法（案）を作成し提案を行っている。 「地方財政に資する」とは、公営競技の法制度と同様、具体的な法制度の仕組みにおいて、当該地方公共団体が社会的な増進のために行う施策の財源に充て、もって地方財政の健全化を図るよう、地方公共団体において今収益が活用されることが必要であるということを意味するものである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今回提案している特別法（案）においては、地方公共団体が施行者となっているが、カジノの運営等については一括委託契約による法人が独立採算で事業を展開することとしている。 しかし、カジノによる営業収益は地方公共団体に帰属し、その収益をもって本市等の財政基盤の強化につながり、地域住民福祉の増進のための施策に寄与できるだけでなく、収益の一部をカジノ監視振興法人へ納付し、補助金という形で他の地方自治体へ交付されることから、他の自治体の施策推進につながる可能性がある。そこで、地域振興の観点から、今後総務省が主体となってカジノの法制化に向けた取り組みが可能かどうかご意見を伺いたい。	－	－	カジノの実施については法制化が必要であり、関係各省・社会全体において様々な問題点が検討されなければならないものと承知している。	－	1047010	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 総務省 法務省 国土交通省
0420120	救急救命士による血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による血糖値測定とブドウ糖溶液投与は認められていない。		意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型（糖尿病予備軍）を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。 重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な2次医療施設への搬送を余儀なくされます。 簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。 当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖状態の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行ったうえでの施行を考えております。 今後も増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思います。	－	－	救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。 救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。		－	－		－	－		旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	1052010	旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420130	救急救命士による重症喘息患者に対する β 刺激薬使用	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による重症喘息患者に対する β 刺激薬の使用は認められていない。		喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入 β 刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人（男性：1565人、女性1633人）となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に直接すことは稀ではありません。 　現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易にく酸素欠乏状態に陥ってしまいます。 　そこで、患者本人に処方されている吸入 β 刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。 　現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入 β 刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入 β を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約4割が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入 β 薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。 　当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・ β 刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行ったうえでの施行を考えております。 　適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件としたうえで、本提案を認めていただきたいと思います。	－	－	救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。 救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。		－	－		－	－		旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	1052020	旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420140	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は認められていない。		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為（特定行為）が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対しての肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待ってようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡（Preventable Death）以外のなにものでもありません。 実際、ドクターヘリで出動し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧68.3±17.4mmHgが病着時には95±29.3mmHgへ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と9例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の0.56±0.3ほから病着時には0.6±0.3ほに改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。 　そこで、救急救命士によるも肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。 　傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡（Preventable Death）の削減に大きく寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	－	－	救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。 救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。		－	－		－	－		旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	1052030	旧猿地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420150	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		公職選挙法第九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する条件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。 地方自治法第十八条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約232万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かした活力づくりにつながる。 ②2007年5月に成立した日本国民投票法の改正手続きに関する法律（国民投票法）は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法（選挙権）や民法（成年）の年齢引き下げなど必要な法制上の措置を講ずるとしている。 ③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域（87.8%）が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国（19歳）以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、6州で16歳以上に地方選挙権を保障している。 ④任民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。 ⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の受譲が分権改革の中心課題になる。	C	I	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。 なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができるこを等とならう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところである。 いずれにせよ、地方選挙も含め選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。	C	I		－	－		特定非営利活動法人Rights（ライツ）	1056010	特定非営利活動法人Rights（ライツ）	東京都	総務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	試充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420160	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第19条 公職選挙法第10条第1項	日本国民で、年齢満25歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の（市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る）、年齢満30歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。		公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。 地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。 地方自治法第十九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳（30歳）から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約31万人、18歳以上になると さらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くのがうらめし歳密に民意の選択に委ねられている。2次世界191ヶ国・地域のうち107ヶ国・地域（31.8%）が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。3)2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や機税といった国による権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の受譲が分権改革の中心課題になる。	C	I	被選挙権年齢引き下げについては、その政務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。			C	I				C	I				1005600200	特定非営利活動法人Rights（ライツ）	東京都	総務省
0420170	市町村の議会の議員の選挙について選挙区を設けるときは、当該市町村の条例で世代別とすることができる。	公職選挙法第12条第4項及び第15条第6項から第9項まで	選挙は一定の区域を単位として行われる。市町村の議会の議員の選挙については、原則として区域を設けず、当該市町村の区域を一の単位として行うのであるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。		公職選挙法第十五条に次の一項を追加する。 市町村は、その議会の議員の選挙につき、第6項に規定する選挙区を設けるときは、それを当該市町村の条例で世代別とすることができる。	少子高齢・人口減少社会を迎えるなか、各世代の意見を投票率に高低に関係なく人口に応じて反映させることで、世代間格差のない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。	C	I	ご提案の趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、選挙区の在り方は、選挙の基本に関わる問題であることから、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。			C	I				C	I				1005603000	特定非営利活動法人Rights（ライツ）	東京都	総務省
0420180	・NPO法人が整備するソーラー事業への整備補助金と電電株式売却の提起。（「調整案用」と（公共施設）&（一般家庭・戸建住宅）設置のソーラー事業）	地方自治法２３８条の４第２項、第７項	【地方自治法（昭和22年法律第67号）抄】 （行政財産の管理及び処分） 第二百三十八条の四 （略） ３　（略） ４　行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げ、又はこれを害しない限度において、その使用又は収益を許可することができる。 一　（略） 二　普通財産を当該地方公共団体の行政目的のために使用し、又は当該地方公共団体の行政目的のために使用することが確実であると認められるものとして、その使用を許可する場合 ５　（略） ６　（略） ７　行政財産（公有財産を管理する委員会の管理に属するものを除く。）の使用を許可する場合（第四項第二号に掲げる場合を除く。）において、その使用が公益上やむを得ないものであつて、その使用に伴つて当該行政財産の用途又は目的を変更することが相当であると認められるものとして、その使用を許可する場合には、当該行政財産の用途又は目的を変更することができる。 ８　（略） ９　普通財産（公有財産を管理する委員会の管理に属するものを除く。）の使用を許可する場合（第四項第二号に掲げる場合を除く。）において、その使用が公益上やむを得ないものであつて、その使用に伴つて当該普通財産の用途を変更することが相当であると認められるものとして、その使用を許可する場合には、当該普通財産の用途を変更することができる。 １０　（略） １１　（略） １２　前項の規定により行政財産を使用しようとする場合において、その使用が公用又は公共用に供されるものであるときは、（略） １３　（略） １４　（略） １５　（略） １６　（略） １７　（略） １８　（略） １９　（略） ２０　（略） ２１　（略） ２２　（略） ２３　（略） ２４　（略） ２５　（略） ２６　（略） ２７　（略） ２８　（略） ２９　（略） ３０　（略） ３１　（略） ３２　（略） ３３　（略） ３４　（略） ３５　（略） ３６　（略） ３７　（略） ３８　（略） ３９　（略） ４０　（略） ４１　（略） ４２　（略） ４３　（略） ４４　（略） ４５　（略） ４６　（略） ４７　（略） ４８　（略） ４９　（略） ５０　（略） ５１　（略） ５２　（略） ５３

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	試行提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420250	番組調和原則の徹廃	放送法（昭和25年法律第132号）第3条の2第2項	放送事業者はテレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除く ほか、教養番組又は教育番組及び報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。		番組調和原則を徹廃するものとすること。	有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の地上波放送業界は番組調和原則により、視聴者がそれる情報を放送で提供できていなかったり、各局の放送内容の差が小さくなったりしている。特別な影響力が薄いのであれば、番組調和原則を徹廃して放送局の表現の自由を尊重し、放送局に市場の中で視聴者のニーズに合わせた放送を提供させることによって放送の発展を促進するべきである。	C	I	放送は、言論・報道機関としての性格を有しており、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。例えば、地上テレビジョン放送の視聴時間数は1日当たり3時間30分（NHK放送文化研究所「平成21年6月全国視聴率調査」より）と他のメディアに比べて多く、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。 また、番組調和原則は、教養番組又は教育番組及び報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和を保つように求めているものに過ぎず、それぞれの番組の中でどのような番組内容を放送するかについては、各放送事業者の自主的な判断において編集がなされているものである。			C	I				C	I			1083030	個人	神奈川県	総務省
0420260	未成年者にも選挙権を認め、未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		未成年者にも選挙権を認める。なお未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。	少子化が益々深刻化する現在、国・地方自治体において様々な対策が講じられているが、抜本的には、将来子供を生み育てていく若年層の声が政治に反映されにくい現在の選挙の状況を改善していく必要があると考える。たとえば、第44回衆議院選挙(2005年9月)における投票者の中位年齢は53歳であり、今後、少子化の進展に伴って、中位年齢はさらに高年齢化することが予想される。このような若年層の声が政治に反映されにくいという構造的問題は、若者の投票率を上げるよう呼びかける程度では解決不可能な問題である。こうした問題を解決するため、公職選挙法を改正して、①未成年者に選挙権を認める②未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする、という未成年者選挙権制度を提案する。これにより、未成年者も他の世代と同様に「自分達の世代に向けた政策を要求する力」がもたらされる。それにより子どもにやさしい政策、子どもを持つ親にやさしい政策が期待でき、いわっては抜本的な少子化対策となる。実際の選挙においては特に幼年の未成年者は適切な投票ができないと思われるので、未成年者の投票権は一律、親権者が行使するものとする。	C	I	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。 なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところである。 いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。			C	I				C	I			1084010	個人	神奈川県	総務省